

備につながることを期待して
いるところがございます」と
感謝と期待を表明した。

さらに、「障がい者雇用に
おける環境整備という点で
も、新たな制度の導入等につ
いてご助力をいただければ幸
いでございます」と要請。最
後に、「ビルメンテナンズ業
界は、日々の仕事を通じて都
市環境の維持向上に努めてい
るところでございます。業界
の健全な発展のため、私ども
の要望にご理解ご支援をたま
わりますよう、よろしくお願
い申し上げます」と懇請した。



要望聴取会の様子

警備業法施行規則の一部を改正

新任教育の時間数は3分の2に

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令が
8月30日に公布され、同日から施行された。
主な改正点は、警備員教育の時間数や頻度など。
新任教育の時間数は、改正前に定められていた
教育時間数の3分の2に短縮。また、改正前は「基
本教育」と「業務別教育」に分かれていた時間数
が統合された。現任教育の時間数は、改正前に定
められていた教育時間数の16分の10に短縮。改正
前の教育の頻度は半年に1度の教育期ごとであっ
たが、年度ごとに変更された。
現任教育の頻度が年度ごとに改められたことに
より、教育計画書及び警備員教育の実施年月日
内容などの記録を年度ごとに作成し、備える必要
がある。

令和2年度

国の予算・制度等に関する要望

以下に「令和2年度国の予算・制度等に関する要望」で自民党都連に
手交した要望書の内容を紹介する。

1 公共建築物等の 維持管理に関する要望事項

令和元年6月、公共工事業の
品質確保に関する法律（以下
「品質法」という）が改正され
第7条第5項に「国、特殊法
人等及び地方公共団体は、公
共工事業の目的物の維持管理を
行う場合は、その品質が将来
にわたり確保されるよう、維
持管理の担い手の中長期的な
育成及び確保に配慮しつつ、
当該目的物について、適切に
点検、診断、維持、修繕等を
実施するように努めなければ
ならない」という規定が追
加されました。

今回改正された品質法の趣
旨が来年度予算・制度等に反
映されますよう、以下のとお
り要望します。

ア 前回の品質法改正時には、
厚生労働省より「ビルメン
テナンズ業務に係る発注関
係事務の運用に関するガ
イドライン」（平成27年6
月）や「建築物衛生行政の
適正な運営について」（平
成28年4月）の通知が発せ
られました。今回も都道府
県、区市町村に対し同様の
通知を発出いただき、品質
法の趣旨の徹底と建築物衛

生行政の適正な運営に関す
る指導を徹底していただき
たい。

イ 国土交通省、総務省及び財
務省は、毎年度、入札契約
適正化法、品質法に基づく
公共工事業の発注者による入
札契約の適正化の取り組み
状況について調査を行い、
結果を公表しております。
今年度も国・特殊法人等・
地方公共団体3862箇所
を調査対象としておりま
す。厚生労働省に於かれま
しても、役務の調達に関し
て調査をして頂き結果の公
表をお願いしたい。

ウ 低炭素社会の実現に資する
よう、官公庁入札資格や総
合評価入札の評価項目に、
（公社）全国ビルメンテナン
ス協会が認定する建築物清
掃管理評価資格者（インス
ペクター）制度、エコチュ
ーニング認定制度に基づく資
格者の配置や事業者認定を
積極的に取り入れるよう、
各省庁の連携した取組みを
強化していただきたい。

2 その他の制度改正

（1）短時間労働者の社会
保険適用の拡大について
短時間労働者に対する社

会保険の適用については、
平成29年4月より500人
以下の企業においても労使
が合意すれば週労働時間20
時間以上、月額賃金8・8万
円以上、勤務期間1年以上
を対象としております。
本年6月に開催された第
118回社会保障審議会医
療保険部会の資料「2040
年を展望した社会保障・働
き方改革本部のとりまとめ」
によると、本年9月末まで
に被用者保険（年金・医療）
のさらなる適用拡大につい
て検討するとしており、ま
た令和元年8月27日厚生労
働省より公表された「財政
検証」においても試算を实
施し、短時間労働者の社会
保険適用拡大を急ぐ構えを
しております。

社会保険適用拡大の際は、
補助金制度のさらなる導入・
充実など、ビルメンテナン
ズ企業にとって実効性のあ
る支援策を実施していただ
きたい。

（2）最低賃金の引き上げ への対応について

8月末に厚生労働省から
今年度の東京都の最低賃金
を28円（2・84%）引き上げ、
本年10月1日より1013
円とする旨の発表がありま
した。

最低賃金の改定時期が年
度途中のため、前年の金額
で人件費を積算し落札した
場合には、契約額が改定さ
れない場合は最低賃金の上
昇が著しく経営を圧迫する
こととなります。

平成29年7月、「国等は、
特に人件費率の高い役務契
約であつて人件費単価が低
い業務（清掃等）に関し、
年度途中で最低賃金額の改
定があつた場合は、適正な
価格で契約金額の見直し
が行われるよう検討し、対応
するよう努めるもの」とす
る。」との閣議決定がありま
した。

公共工事契約に関しては、
国土交通省は「平成31年3
月から適用する公共工事設
計労務単価について」の運
用に係る特例措置について」
（平成31年2月22日）を公表
し、労務単価の改定に伴う
工事請負代金の変更協議に
ついて特例措置を定めまし

た。

人件費割合が高く、複数
年の契約の多い建築物の維
持管理業務においては、労
務単価の上昇を受託者の内
部努力で解消するのは、甚
だ困難と言わざるを得ませ
ん。

公共工事同様に最低賃金
のスライド適用の対象とな
るよう各行政機関、地方公
共団体において、契約当初
に引き上げを見越した予定
価格の設定、若しくは見直
しの制度の改正をお願いし
たい。

（3）障がい者雇用への支 援策について

平成30年4月より障害
者雇用率が2・0%から2・
2%に引き上げられ、令和
2年度末までに2・3%に引
き上げることが決まりました。
また対象企業は平成30
年度には従業員50人以上か
ら45・5人以上に引き上げら
れ、令和2年度末までには
43・5人以上に見直すことに
なりました。

昨年8月、中央省庁の障
害者雇用の水増しについて
頻繁に報道されましたが、
その後の採用により本年6
月時点では2・4%になつ
たとの発表がありました。が、
依然法定雇用率2・5%には
達しておらず、障害者雇用
率の向上が難しいことの一
面を示しているように思わ
れます。当業界は、身体障
がい者だけでなく知的障

い者等を雇用し、障がいの
ある方々の働きやすい職場
環境づくりに努めてまいり
ました。今後も障がい者雇
用を促進させるために、以
下のとおり要望します。

ア 知的障がい者を雇用する場
合は、必ずサポーター（補
助者）の配置を必要としま
すが、一般競争入札におけ
る最低入札金額の落札額で
は、サポーターの経費を見
積もる余地がありません。
サポーター経費を含めた契
約案件の試行をお願いし
たい。

イ 現在、各省庁の入札参加
資格である、省庁統一資格
における等級算出のための
付与数値は、売上高や資本
金等が算定項目となつてお
り、障害者雇用率は算定項
目にありません。厚生労働
省の一部部局では、競争入
札の参加資格として障害者
雇用率の導入に取り組みま
れておりますが、国全体で省
庁統一の審査資格の項目に
障害者雇用率の新設等を
願っています。

ウ 障がい者が従事しやすい環
境づくりの一環として、ビ
ルオーナーに対しては、障
がい者を活用してビル清掃
を行う業者に委託した場合
には、国が特別に認証ある
いは表彰するなど、ビルメ
ンテナンズ会社における障
がい者雇用を後押しする制
度の創設について、引き続
き検討をお願いしたい。